

令和7年度第2回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年8月4日(月) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	9時30分から 10時05分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席2名

○廣谷部会長

ではただ今から第2回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに本日の委員の出席状況、会議の成立状況などについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局(谷本)

はい。座って説明させていただきます。

委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員2名の出席をいただいております。各代表の3分の1以上、全体の3分の2以上の出席であり、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴の公示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。

事務局からの報告は以上です。

○廣谷部会長

はい、それでは議題1 金額審議に向けての意見などに入りたいと思います。

前回は、今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標などについて、労使双方からお伺いいたしました。また労働者側、使用者側とも、それぞれの所属する組織の中で情報収集などされていると思います。参考になる情報や御意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

ではまずは労働者側、いかがでしょうか。

○濱地委員

はい。まだ残念ながら目安が示されていないという状況のなかではございますけれども、我々地方専門部会が審議していく中で「何をやってんだ」とちょっと憤りすら感じているところがございますが、前回の専門部会で労働側の総論的なところをお話をさせてもらいましたが、改めて今回の最賃の議論をするにあたってのポイントについて、何点かお話をさせていただければなと思ってござ

います。

まず、昨年に引き続いて高水準で賃上げが実施されました。この流れを止めることなく組織労働者にその水準というものを波及させてしっかりと底上げを行わなければ経済の発展に繋がらないといったところ、また、お米をはじめとしますあらゆる物の物価上昇に伴いまして、最賃近傍で働いている方々の生活というのは苦しいままでありまして、今年も頻繁に購入する品目の上昇率というものも参考視野に入れながら議論をしていきたいと考えております。

次に、県内で2000時間働いても200万以下という収入でございますから、ワーキングプア状態であり、より多くの収入を得るために長時間労働をしている、過重労働をしているというふうな実態を踏まえますと、健康面に影響を及ぼすんじゃないかといったところも懸念されますし、あと、令和6年県人事委員会が公表してます県内民間企業の高卒事務員の初任給が170,833円、勤務時間245日、8時間労働で計算しますと、約1,045円ということでございますから、最近まで高校生だった人が最賃を大きく上回っているというふうな状況、あと、ハローワークの募集の時給のほとんどが1,000円を超えている、上限下限でも1,000円を超えているような状況なのに、なぜ最低賃金が1,000円以下なのか。その最低賃金に張り付いている多くの正社員のためにもしっかりとした水準是正が必要であると考えてございます。

また、県内の労働人口流出に歯止めをかけるべく、地域間格差の是正を図らなければ県内企業の存在すら危ぶまれるというふうな状況、そして、前回の専門部会で最賃が低いから、企業立地が優位になるのではないかとといった使用者側の主張もございましたけれども、低い最賃のままで良いという、その使用者側の主張には、到底我々としては受け入れられないと考えているところでございます。

また、政府が最低賃金の水準を2030年代半ばから加重平均で1,500円にするというふうな目標をしてございましたが、これを2020年代に前倒しをすると表明されていますので、これを実現するには年平均7パーセントを超える改定が必要になってまいります。

さらに、連合リビングウェイジ、単身で1,120円であるということでございますので、これからの議論のポイントにして参りたいと考えてございます。

あと、中小零細事業所への価格転嫁の話でございます。これはもう特に当局側にもしっかりと対応をお願いしたいんですが、実行性の更なる向上と早期かつ決定的に価格転嫁をいうものを進めていただきたい、強制的にでも進めていただきたいといったところですし、政府の支援策の一層の制度拡充と利活用の推進を我々としてもしっかりと求めていきたいと思っております。

そして最後に、私たちは最賃審議会委員として、「県民そして住民の生活を守る」という観点、そして、和歌山県の将来を見据えながら責任のある行動をとらなければならないと思っているところでございます。

以上、労働側の主張とさせていただきます。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

では続いて使用者側、いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。使用者側です。

今、労側委員の方から目安が示されていない話がありましたが、この点について、事務局からまず御説明をいただけますでしょうか。

○事務局（谷本）

はい、今事務局の方で聞き及んでいますのが、今日、第7回の目安小委員会が開催されるという話を聞いております。その後、どうかっていうところはまだ今申し上げた情報以外は、特にまだ届いていないところでございます。

○児玉委員

目安を示された後の審議っていうのが本日の予定だったと思うんですが、その辺はその目安が示されていない中での今日の審議の意味合いっていうのはどんな位置づけなんでしょうか。

○事務局（谷本）

はい、当初日程のところ、7月14日の段階でお示しさせていただいておりました、ただ中賃の目安小委員会の審議が長引いてきているところもございまして、その辺は今後の審議日程等も含めて調整協議いただけたらなと思っております。

○児玉委員

はい、まず目安の話があって、それを基に審議をする予定だった本日だと思います。その目安が示されていないという中で、どうして示されてこられてないのかってというのは相当大的な額、率で審議をされてるということが、これはマスコミ等の情報でもそういうふうには聞き及んでいるところです。っていうことは余程その難産になっている状況の中での審議がされているというふうに理解するところで、昨年までの大幅なアップよりもさらに上をいこうと、今労側からお話があったみたいに20年代までに1,500円という目標に向けていきますとそれは7%台だと、そこにいかなくても6%台は確保したいとそういうことの審議がされている中で、相当厳しい状況、使用者側にとっては大変厳しい状況

ということの中で審議が長引いているんだらうと想像をするわけですが、そうした中でなぜここに抵抗感、おそらく使用者側の抵抗感、労側ももつともつとという意味での抵抗があるかもしれませんが、労働者の生活を守るといふことと同時に、雇用を守るといふことも非常に大事だと思っております。数%のアップになってくるといふことは、経営にその相当大きなダメージを与えかねないということでもありますので、事業を継続することにも大きな影響を与えるようなアップになってくるのではないか、すなわちそれは雇用の確保についても同様にダメージといいますか、危惧を生じるということをお願いしたいと思います。

ある程度物価高の状況も踏まえて、ある程度の賃金上昇というのは、使用者側としても共通認識としては、上げていくということの認識はございますので、適切な上昇率っていうのはどうなのか、諸々のデータをもとに議論をしていきたいというふうに思っているところです。

あと、価格転嫁の話もございました。前回も少し触れましたけれども原材料価格に対する価格転嫁は一定程度進んできているという認識でございますが、労務費あるいは光熱費などエネルギーに関係するところの価格転嫁については、まだまだ進んでいないということでもありますので、これについては政府の側にも一定程度というか更なる支援と使い勝手のいい制度をお願いしたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございました。

○濱地委員

会長、よろしいですか。

○廣谷部会長

はい、どうぞ。

○芝池委員

すみません、労側の方からもう少し意見を続けて述べさせていただきます。

先ほど濱地委員の方から主たるところの主張の方の御説明さしてもらいましたけれども、先ほど使側から確かに経営側から、雇用の事業継続の問題っていうのは、我々も十分承知しております。今回、この地方最低賃金審議会におきましては、大きな役割としまして、賃金底上げによる生活基盤を確立するというところに関しましては、公労使それぞれ御認識同じかと思っております。その中で現

状の生活感、そして先を見据えた、将来的なことを見据えた賃上げっていう両面で我々は考えていかなければいけないところですけども、現状の足元を見まして、皆様も御承知のとおり物価上昇っていうのは極めて我々も驚くほど上がってきている。昨年度も例えば2023年10月から2024年6月の時点でも、総合で3.2%という非常に高い推移をずっとここ近年しております。ただそれをさらに上回って総務省の消費者物価指数のデータを見ますと、2024年10月から2025年直近の6月まで、総合で3.9%なので、昨年を大きく上回っております。さらに私の感覚的には3.9%って言われても、実際に生活感っていうのは、もっと上がってるだろうというところは皆さん感じているかと思いますが、やはりそうした例えば食料品に関しましては6.4%ということで、これまでにない上がり方をしている。そして、食料だけではなくて基礎的支出項目といわれる食料、家賃、光熱費、保険医療サービス、こういうところにおきまして5%に至っているというところで、これは特に最賃近傍で働いている方にとっては相当の大きなインパクトであるということ間違いのないと思います。ですので、直近の生活感という面で見ても、このところは十分留意しなければいけないのかなと思っておりますので、それプラス将来を見据えた部分っていうのも必要と思いますので、その点も十分これから御審議させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございました。

では一つの議題であります金額の審議については、この程度ということで。続いて、議題2の審議日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい、それでは今後の審議日程等につきまして、事務局から説明をさせていただければと思います。御承知のとおり中央最低賃金審議会の第7回目安に関する小委員会が本日開催されるというところになりまして、今のところその目安答申が示されていない状況であります。目安答申につきましては示され次第、伝達させていただき専門部会の議論を進めていただきたいと思いますと考えているところで

今お配りさせていただいております和歌山県最低賃金審議会の審議日程案の8月4日を御覧いただければと思います。

まず、専門部会の審議日程でございます。明日開催予定の専門部会、当初予定は9時からということで、また7日の木曜日も9時からというふうにさせていただいているところではあるのですが、目安答申にかかる状況から、今日開催されて明日の9時というのは、難しいかなと思いますので、時間をちょっと変更さ

せていただきまして、明日に関しては17時か、もしくは18時に、また8月7日も17時か18時に変更させていただければと考えていますが、みなさんの御都合のほうはいかがでしょうか。

○北道委員

明日夕方は予定が。

○事務局（谷本）

分かりました。

○芝池委員

私も明日は夕方は予定が既にあります。

○事務局（谷本）

はい。そしたら7日はいかがでしょうか。

○廣谷部会長

すみません、僕は夕方。

○事務局（谷本）

だめですか。

○廣谷部会長

夕方6時から入っているのです。

でも早い時間はみなさん無理だと思うんで。

○事務局（谷本）

そうしましたら、7日は9時のままおいておきましょうか。日程調整をみなさんしていただいているところがありますので、今お聞きしてる中でいきまして、5日は今の話からいきますと夕方だめということで明日は流すと。で、6日の水曜日は17時、7日の木曜日は一応9時ということのまま。

○児玉委員

6日の夕方にやって、翌日の朝やったとして。

○事務局（谷本）

そうですね、そこがちょっと難しいところで。

○児玉委員

情報が何もない中で。

○事務局（谷本）

そうですね。

目安小委員会の答申が読めないところがあるんで。明日は流会とさせていただいて、6日は一応17時というまま置いておいていただいて、7日も一応9時のままで置いといていただいて、その審議の状況によっては。

○児玉委員

6日の夜やって7日の朝やってもですね、新たな情報は入っていない中で、その周辺のですね、6日がどんだけの時間やるかわかりませんが、7日の朝からってというのは進んだ議論にならない、小出しにするんだったら別ですけど。あんまり実のある話にはならないのではないかと。それで7日の部会長の方が18時はだめということであれば、16時半から1時間ほどってというのは取れそうですか。16時半から1時間ってというのは。

○廣谷部会長

はい、大丈夫です。

○本庄委員

すみません、私だけあのちょっとすみません、予定が18時まであります。私は無理です。

○事務局（谷本）

河野委員も、調整可能っていう話は、先日確認させていただいてます。

そしたら7日は16時30分で大丈夫でしょうか。

○廣谷部会長

はい。

そうすると明日の9時の専門部会も10時の審議会もなしということですね。

○事務局（谷本）

はい、そうです。

○廣谷部会長

午前中は全く何もないということで。

○事務局（谷本）

はい、そうですね。明日は流会にさせていただいて、6日は17時で。

○廣谷部会長

18時の審議会はないということで。

○事務局（谷本）

そこもですね、後ほど説明をさせていただこうかと思ってるんですが、状況からいくと5、6、7日は、当然第3回の本審は難しいかなというふうに考えてまして、そこはなしと。ただ8日の金曜日に関しては、仮として残しておくという。5、6、7日に関しては出席されてない委員の先生方にそこはもう流しますというかやりませんという連絡もさせていただきたいと考えてますので、第3回の本審については、一応今日時点では8日金曜日18時というのは残しておくことで、調整をさせていただけたらと思っております。

○廣谷部会長

それでよろしいでしょうか。

そうすると明日は午前中はもう何もなくて、6日の水曜日は17時からの専門部会があって、18時からの審議会はなしと。7日の午前中にあった専門部会と審議会10時からこれはいずれもなしですね。

○事務局（谷本）

はい。

○廣谷部会長

その分のうち、7日の木曜日の16時半から17時半が専門部会。8日はそのまま。という形でいいですか。

○事務局（谷本）

という形で日程を調整させていただいて。

○廣谷部会長

以上の日程で、よろしでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

そういうふうに日程を調整いただいて。

○事務局（谷本）

はい、ありがとうございます。あとよろしいですか。

○廣谷部会長

はい。

○事務局（谷本）

当初の案では、8月8日までを幅広で日程調整をさせていただいているところでもあります。ただ8月8日以降の日程についても日程の調整が必要となってくる可能性があるかと思っております。8月9日以降は来週、9、10日は土日ですので、8月11日以降のところなのですが、どのような感じで日程を決めていければと考えております。ただ、8月11日から18日につきましては、以前日程調整させていただいている中では御都合のつかない委員の方々が多いので、調整が難しいかとも考えております。いかがでしょうか。

8月11日から18日の月曜日まではお盆の期間とかになったりするので、その辺の御予定のある方がおられるので、みなさん難しいと思っておるんですが、ただ8月9日以降の調整っていうのが具体的にはまだ調整できてませんので、その辺を8日が過ぎれば今度8月19日からにするのか、もしくは何とか調整をつける形で審議を進めるような形になるのかその辺いかがかなと。

○廣谷部会長

22日の午前中、25日の午前中、26日の午前中が予定してるんですが、これは違うんですか。

○事務局（谷本）

そこはですね、基本的には第3回の最低賃金審議会を先ほどの5、6、7、8日で、もしするとすればそこから異議の申し立てを受けまして、第4回目の日程を21、22、25、26日というふうなところを取ってるということもありました。案として当初そういう形なんですけど、段々審議の状況によっては先送りしていくような形が出てくるということでございます。

○児玉委員

事務局言いにくいみたいですが、私の言い方でいうと、8月8日の17時の専門部会で、使側がもし反対をすればそのあと18時からその審議会であって

う話になるだろうと、一番最短ですよ、恐らく最短で8日の専門部会で採決をして反対をしたらその後18時から審議会がありますよと。その8日の審議会に対して異議申し立てが今度25日になるんですかね。異議申し出の締め切りが25日になって26日の審議会と。

○事務局（谷本）

そうです。

○児玉委員

25日までのその異議申し立ての締め切りがあるので、26日の9時からの審議会に異議申し立ての審議会をしなくちゃいけないよと。となるとこれは10月4日の発行になると。

○事務局（谷本）

そうです。

○児玉委員

この流れが一つ、その最短という言い方はおかしいですけど。

○濱地委員

私はリミットだと思っています。

○事務局（谷本）

最短でいくとそうなんですけど、その続きの審議をもしするとすればそこはその翌週からするのか、もしくは翌週はちょっとみなさん方御都合が悪いので、19日から後の都合のよい日にそれを調整する形ですすめるということになるんですが、それで調整させていただくことは、いかがでしょうか。

○濱地委員

調整をしていただくのは結構ですが、どこまで引っ張るのかという話です。他府県の状況や近畿もそうですけど、聞くところによると金曜日がリミットというところが多い。それを目指さないと、いつまでもズルズルやっっていくというのはどうかと思いますが。

○事務局（谷本）

なので、最短はそこと。そこで決まればその予定になるんですけど。そこでもし至らないようになるのであれば、その次の審議予定も見るとすれば19日以

降ということで考えてよろしいかどうか。

○児玉委員

我々も先週、先々週くらいの全国の様子、スケジュールっていうのがわかってたんですけど、今回は中央の方がこれだけ遅れてきてるので、もう一回全国の様子も相当その混乱してると思います、ここが混乱してるのと同じように。ABC っていういくつもその最大8つの日程を考えてるっていう県もありましたけれど、もう一回全国のスケジュールが並行になってくると思いますので、ずるずるするつもりはいつもありませんが、それだけ今までなかったような状況であるということを理解したうえで、もう一回日程についても、今までにないことが今起こってるということだと思いますので、全国の様子も見させていただいて、日程をもう一回考えるというのが使用者側の意見となります。

○事務局（谷本）

わかりました。そうしましたら、都合つかなければ当然成立できないところがございますので、8月の来週以降の日程につきましては、また日程調整をさせていただければと思います。その後の日程に関しては調整をさせていただければと思います。

今の話をお聞きする中で一応第3回に関しては、今のところ8月8日の17時ということで仮に一応予定させていただいて、それで先ほどの第4回の審議会に関しましては26日の火曜日の午前中というところで予定としては今のところさせていただくという形でいかがかなと思うんですがどうでしょうか。

○廣谷部会長

御意見ございますか。よろしいでしょうか。

○濱地委員

それだけ我々には重い責任があり、労働者のみなさんにそれだけの影響があるんですよといったところを、しっかり皆さん考えて欲しいです。

○事務局（谷本）

そしたら、第3回と4回はそういう形で予定をして。またその後の調整もあわせてさせていただくことでお願いできますか。

最後に、第1回の特別小委員会の日程なんですが前回少し話をさせていただいて、8月19日の火曜日の午後5時というのが当初第2回目目の予定にしてたところなんですが、特別小委員会の諮問を受けているところもございますので、8月19日の火曜日の5時というところで開催を予定していただければと思いま

すが、いかがでしょうか。

○廣谷部会長

いかがでしょうか。特に問題ないですか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

ではそれで。

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

中賃の審議が遅れている関係もあってなかなか大変なんですけど、そういうこととお願いできればと思います。

○廣谷部会長

その他の議題として何かございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

事務局も。

○事務局（谷本）

はい、先ほどの話の中でさせていただきましたので、8月8日以降の日程はまた改めて確認させていただければと思います。明日の専門部会の開催はなしということでお願いします。

○廣谷部会長

はい、それでは以上で。

本日の議題は終了とさせていただきたいと思います。